

学校法人北星学園  
北星学園大学短期大学部  
機関別評価結果

令和5年3月10日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 北星学園大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 北星学園
理事長	古川 敬康
学 長	大坊 郁夫
A L O	森越 京子
開設年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
所在地	北海道札幌市厚別区大谷地西 2-3-1

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
英文学科		120
生活創造学科		80
	合計	200

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

北星学園大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和3年7月26日付で北星学園大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

北星学園大学短期大学部は、建学の精神であるキリスト教に基づく教育を基本理念として示すとともに、創立者サラ・C・スミスの教育理念を継承し、それを具体化するための指針として「ミッション・ステートメント」を定めている。また、社会連携の窓口として社会連携センターを設置し、地域・社会へ向けた公開講座、生涯学習事業を実施するなど、地域・社会への貢献活動を行っている。

各学科の教育目的・目標は建学の精神に基づき、教育研究上の目的として学則に定められ、ウェブサイト等を通して学内外に表明している。短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定め、各学科の学習成果はそれぞれの教育研究上の目的に基づき定められ、卒業認定・学位授与の方針に明示している。三つの方針は学科ごとに、関連付けて一体的に定められ、ウェブサイト等を通して学内外に公表している。

学長を委員長とした自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、その任務及び審議事項を定めた自己点検評価及び内部質保証に関する規程に基づき、定期的に自己点検・評価活動が行われている。自己点検・評価報告書は適切に公表されており、全教職員が関与し活動が行われている。

卒業認定・学位授与の方針については、定めた学習成果を明示することで、卒業の要件や成績評価の基準を示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程の見直しが定期的に行われている。また、学科ごとの入学者受入れの方針が明確に示され、ウェブサイト等で表明している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有しており、英文学科では、学生ポートフォリオに当たるプログレスシートを電子化して導入し、学生指導に効果的に活用されている。

教員はシラバスに卒業認定・学位授与の方針と授業との関係を明記し、学習成果の獲得状況を評価しており、GPA制度も活用している。また、教職員はガイダンスや履修指導、学生生活上の支援等に際し、緊密に連携を図っている。学生相談室やアクセシビリティ支援室を設置するなど、学生への生活支援に欠かせない組織的な対応が図られている。

進路支援については、キャリアデザインセンターや就職支援課による就職活動支援、全

学的に実施されるキャリアデザインプログラム、併せて各学科の就職状況を踏まえて設計された教育課程と担任制による個別指導が組み合わさり、充実したものとなっている。

学習支援として、入学前教育を実施している。入学後のガイダンス等が多様に実施されており、先輩学生（北星ピア・サポーター）からのアドバイスが受けられるなど、学習の動機付けや意欲を高める工夫をしている。教職員によって構成される学生支援委員会が設置され、学生の生活支援に関する様々な制度を運営している。学生相談室やアクセシビリティ支援室を設置し、学生への生活支援に欠かせない組織的な対応が図られている。

教員組織は、「教育職員組織の編成方針」に基づき編成し、短期大学設置基準を充足している。研究活動に関する規程等が整備され、外部資金の獲得や支援が行われており、教員の学術研究の促進及び資質の向上に寄与している。FD 活動については規程が整備され、FD 研修会が開催されており、教育の質保証及び授業方法の改善に努めている。

事務組織は、北星学園規程により整備されており、責任体制について明確になっている。SD 活動は規程に基づき、その教職員に必要な能力及び資質の向上を目的とした研修が併設大学と合同で行われている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行う教育施設・設備を備えている。また、火災・地震対策、防犯対策のため、毎年度防火防災訓練を実施している。学内 LAN は、全ての教室に整備され、インターネットへのアクセスが可能となっており、授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

財務状況について、短期大学部門の経常収支が過去 3 年間支出超過となっているが、学校法人全体では過去 2 年間で収入超過となっている。

理事長は、プロテスタンティズムに基づく建学の精神及び教育理念・目的について十分に理解し、学園長と兼務という重責を担いながら、学校法人が設置する学校の学長・校長及び理事と協力し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、全学の統一的な業務執行機関としての部局長会議を組織し、その運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行っている。教学運営の責任者として、短期大学部門の教授会を審議機関として運営し、リーダーシップを発揮している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、監査を行っている。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されており、私立学校法に基づく寄附行為の定めに従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び私立学校法に定められた情報はウェブサイトにおいて公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 創立者の名を冠した「スミス・ミッションセンター」が、「ミッション・ステートメント」に従い、活動として、四つのワーキンググループ（キリスト教の理解、ボランティア、平和の実現、地域社会との連携）に分かれ、毎日の礼拝、講演会、ボランティア活動、クリスマス関係行事等を行っている。
- 併設大学との連名による協定に加え、短期大学独自の連携協定として北海道後志総合振興局との間でグローバル人材育成に係る連携協定を締結し、「ShiriBeshi 留学」への学生派遣を行うなどの成果をあげ、地域・社会へ貢献するとともに学生の学習成果獲得にも効果をあげている。

[テーマ B 教育の効果]

- 学科ごとの教育研究上の目的に基づく人材育成をするため、短期大学の地元である厚別区及び札幌副都心開発公社から教育課程編成に関する意見を聴取し、その意見を踏まえて令和元年度に教育課程改編を実施するなど、地域・社会のニーズに応える教育課程編成が展開されている。

[テーマ C 内部質保証]

- 令和2年度から、自己点検・評価活動に関して、各部局から当該年度の課題に対する年度途中の取組み状況を点検し、「中間点検評価報告書」を自己点検評価・内部質保証委員会へ提出し、委員会が確認の上、適宜助言を行い、取組みが促進される体制を整えている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて、一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 各学科で開講されるキャリア支援科目「アセンブリⅠ・Ⅱ」は、職業への接続を図ることを目的とし、学生の職業・進路選択や自らの将来を考えるきっかけを与える教育課程となっている。また、学生の進路や専門コースの選択時期や傾向に合わせた科目の配置がなされている。
- 各学科は担任制を導入しており、学習成果の獲得に向け学生個々の状況に合わせた指導を定期的かつ適宜実施している。英文学科では、多くの授業でルーブリック評価を採用し、学生ポートフォリオに当たるプログレスシートを効果的に活用している。また、生活創造学科では、1年後期より、履修モデルごとに配置されるゼミナールに所属することで、段階的・継続的な指導が受けられるようになっている。

#### [テーマ B 学生支援]

- 学習サポートセンターでは、ラーニング・コモンズを設置し、スタッフによる相談体制や独自の学習支援プログラムの実施を通じて学生の主体的な学習を支援している。また、学生同士の学び合いや学びのサポートを目的として、学生組織の「北星ピア・サポーター」を活用するなど、充実した支援が組織的に展開されている。
- 障がい者への支援体制は、アクセシビリティ支援室を設置し、入学前より、入学後の合理的な配慮に基づく支援体制を説明するなど、きめ細かい支援が実施されている。また、各支援組織が有する情報を集約し、共有するために、学生支援連絡会議が開催されており、学生支援体制の強化、充実が図られている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ A 人的資源]

- 英文学科においては、カンパセーション・チューターと、ライティング・チューターを配置しており、英語を母国語としない外国人も採用することで、学生が「生きた英語」に触れることができる機会を提供している。

#### [テーマ B 物的資源]

- A館及びB館講義室の映像・音響設備装置を障がいのある学生支援にも対応したデジタル機器に更新するなど、障がいのある学生支援について充実した取組みを行っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### [テーマ A 教育課程]

- 各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果は明記されているものの、各学科の卒業認定・学位授与の方針にはそれらの学習成果の獲得をもって学位を授与するなどの文

言を盛り込み、学位授与の基本方針として学内で共通理解を図るとともに、学外に周知することが望まれる。

- シラバスの作成については、シラバス作成の手引きが作成されており、チェック体制が確立されているものの、記入漏れや説明が不足している科目が見受けられる。学内でのチェック体制を強化して、より学生が学習成果を得られるシラバス作成をすることが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、寄附行為に従って適切な学校法人運営に取り組まれない。

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 45 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な管理運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

北星学園大学短期大学部は、建学の精神であるキリスト教に基づく教育を基本理念として示すとともに、創立者サラ・C・スミスの教育理念を継承し、それを具体化するための指針として「ミッション・ステートメント」を定めている。この建学の精神の基本理念は、ウェブサイト等で学内外に公表され、中・長期計画策定等の機会に定期的に確認されている。また、社会連携の窓口として社会連携センターを設置し、地域・社会へ向けた公開講座、生涯学習事業を実施するなど、地域・社会への貢献活動を行っている。

各学科の教育目的・目標は建学の精神に基づき、教育研究上の目的として学則に定められ、ウェブサイト等を通して学内外に表明している。短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定め、各学科の学習成果はそれぞれの教育研究上の目的に基づき定められ、卒業認定・学位授与の方針に明示している。三つの方針は学科ごとに、関連付けて一体的に定められている。この策定に関しては、各学科、短期大学部、教学会議において組織的議論を重ねた上で、評議会により承認がなされている。各学科においては、三つの方針を踏まえた教育活動を行っており、その活動の適切性等については、毎年度、自己点検評価報告書作成を通して検証されている。また、三つの方針はウェブサイト等を通して学内外に公表している。

学長を委員長とした自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、その任務及び審議事項を定めた自己点検評価及び内部質保証に関する規程に基づき、定期的に自己点検・評価活動が行われている。自己点検・評価報告書は適切に公表されており、全教職員が関与している。教育の質を保証するための自己点検・評価活動は、学習成果を焦点とする査定の手法を有し実施されており、PDCA サイクルを積極的に活用しようとする試みが、教職員の共通認識の下に行われている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針については、定めた学習成果を明示することで、卒業の要件や成績評価の基準を示しており、定期的に点検が行われている。なお、各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果は明記されているものの、各学科の卒業認定・学位授与の方針にはそれらの学習成果の獲得をもって学位を授与するなどの文言を盛り込み、学位授与の

基本方針として学内で共通理解を図るとともに、学外に周知することが望まれる。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程の見直しが定期的に行われている。シラバスの作成については、作成の手引きや教職員によるチェック体制はあるものの、今後の更なる改善・強化が望まれる。また、年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修規程に定めて運用しているが、CAP制に関する学則上の規定がないことから、学則にその根拠となる規定を設けることが望まれる。

教育課程編成・実施の方針の中で、教養教育の重要性が明示されており、教養教育の実施と改善に取り組む体制が整っている。職業教育についても、職業への接続が図られた段階的な教育課程の設計がなされている。

学科ごとの入学者受入れの方針は明確に示されており、多様な入学者選抜を採用するほか、障がい者への合理的配慮や入学前教育の実施等の手厚い対応がなされている。

各学科で学習成果は具体的に明示されている。学習成果の測定に関して、英文学科では多くの授業でルーブリック評価を導入している。生活創造学科では、導入の検討がなされている段階で、少人数制のゼミナールでの議論、調査、論文作成、作品制作に関する指導と卒業課題の完成をもって確認を行っている。学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。英文学科では、学生ポートフォリオに当たるプログレスシートを電子化して導入しており、学生指導に効果的に活用されている。

卒業生の進路先に対するアンケート調査等を実施しており、アンケート結果については、短期大学部FDを開催し、分析や確認を実施している。一定の成果はみられるものの、回収率の向上や教育活動に対する具体的な展開を今後の課題としている。

教員はシラバスに卒業認定・学位授与の方針と授業との関係を明記し、学習成果の獲得状況を評価しており、GPA制度を活用している。また、教職員は、ガイダンスや履修指導、学生生活上の支援等に際し、緊密に連携を図っている。図書館やラーニング・コモンズといった施設において、それぞれ独自に学生支援に向けた取組みが実施されている。入学者に対するガイダンス等において、在学生（北星ピア・サポーター）を効果的に活用し、学びのサポートをしている。各学科で実施されている担任制においては、教職員間で学生情報を共有しながら、きめ細やかな対応を実施している。

教職員によって構成される学生支援委員会が設置され、学生の生活支援に関する様々な制度を運営している。学校独自の奨励金や留年生、外国人留学生、社会人選抜者、障がい者への授業料減免等、幅広い層への経済支援制度を整備している。学生相談室やアクセシビリティ支援室を設置し、学生への生活支援に欠かせない組織的な対応が図られている。

進路支援については、キャリアデザインセンターや就職支援課による就職活動支援、全学的に実施されるキャリアデザインプログラム、併せて各学科の就職状況を踏まえて設計された教育課程と担任制による個別指導が組み合わせり、充実したものとなっている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、「教育職員組織の編成方針」に基づき編成し、短期大学設置基準を充足している。非常勤教員の配置は、学生がより幅広い専門知識が身に付くように適切な採用と人

員配置がなされている。

専任教員は研究業績を積み重ね、その成果によって各担当授業科目における教育の質の向上を試みており、教育課程改善や到達目標測定の検討に活用されている。

研究活動の支援体制として総合研究センターを設置し、総合研究センター規程に基づき、外部資金の獲得や支援が行われており、教員の学術研究の促進及び資質の向上に寄与している。FD 活動については規程が整備され、FD 研修会が開催されており、教育の質保証及び授業方法の改善に努めている。

事務組織は、北星学園規程により北星学園事務組織、職務及び事務分掌規程等として整備されており、責任体制について明確になっている。SD 活動は規程に基づき、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質の向上を目的とした研修が併設大学と合同で行われており、さまざまな情報収集や事務職員個々の能力開発、専門的知識を高めている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行う教育施設・設備を備えている。また、適切な広さの運動場、体育館を有している。バリアフリー化の取組みとして、バリアフリーマップをウェブサイトに掲載し、構内の身障者用のエレベーター等の位置情報を公開している。

構内の施設・整備等の維持・管理については、定期的に専門家の診断を受け、不良箇所の確認を行って対処するとともに、各種法定点検を行っている。火災・地震対策、防犯対策のため、毎年度防火防災訓練を実施している。

総合情報センターでは、教育研究を支援するため、サポートデスクを常設しスタッフを配置して技術サービス、専門的な支援を行っている。ラーニング・コモンズ、国際ラウンジ及び学生の憩いの場となるカフェを新設するなど教育研究活動が円滑に展開されるよう、施設整備の向上・充実を図っている。学内 LAN は、全ての教室に整備されており、インターネットへのアクセスが可能となっており、授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

財務状況について、短期大学部門の経常収支が過去 3 年間支出超過となっているが、学校法人全体では過去 2 年間で収入超過となっている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、プロテスタンティズムに基づく建学の精神及び教育理念・目的について十分に理解し、学園長と兼務という重責を担いながら、学校法人が設置する学校の学長・校長及び理事と協力し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、定期的に理事会を開催し、定められた期限以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、理事が寄附行為に定められた定数を長期にわたって満たしていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、学校法人の教学運営の業務執行機関としての部局長会議を組織し、その運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行っている。また、教学運営の責任者として、短期大学部門の教授会を審議機関として運営し、リーダーシップ

を發揮している。教員評価委員会において、研究費の取扱いについて見直すとともに、公的研究費・研究活動研修会において、「研究倫理と研究活動の活性化」と題して講演するなど、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事による監査は、私立学校法及び寄附行為に基づき実施している。監事は理事会、評議員会及び財務委員会に出席し、審議事項及び決定事項を把握し、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況等について、監査を行っている。また会計年度ごとに、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。特に財政については、理事会内に財務委員会を設置し、監事はこの財務委員会に常時出席し、決算案、予算案等を審議している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されている。評議員会は、私立学校法に基づく寄附行為の定めに従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び私立学校法に定められた情報はウェブサイトにおいて公表・公開されている。